南山大学大学院法務研究科履修の手引き

(2016年度以降入学者)

2013年度から南山大学大学院法務研究科履修規程が適用されている。履修については、この履修規程及び大学院学則に従うこと。履修の手引きとして、履修上重要と思われる部分を以下簡潔に説明する。

I 授業科目及びその単位数

法務研究科における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

[法律基本科目]

憲法(統治)(2単位)

憲法(人権)(2単位)

憲法(憲法訴訟)(2単位)

憲法演習(2単位)

憲法基礎研究 (2単位)

行政法(2単位)

行政法演習(2単位)

民法(契約法)(4単位)

民法(物権法)(2単位)

民法(担保法)(2単位)

民法(不法行為法)(2単位)

民法 (家族法) (2単位)

民法基礎研究 (2単位)

商法(会社法)(4単位)

商法(商取引法)(2単位)

民事訴訟法 I (2単位)

民事訴訟法Ⅱ (2単位)

民法演習 I (2単位)

民法演習Ⅱ (2単位)

商法演習 (2単位)

民事訴訟法演習(2単位)

刑法 [(4単位)

刑法Ⅱ (2単位)

刑法基礎研究 (2単位)

刑事訴訟法 I (2単位)

刑事訴訟法Ⅱ (2単位)

刑法演習(2単位) 刑事訴訟法演習(2単位) 公法事例研究(2単位) 民事法事例研究A(2単位) 民事法事例研究B(2単位) 刑法事例研究(2単位) 刑事訴訟法事例研究(2単位) リーガルライティング(1単位)

[実務基礎科目]

法情報調査 (1単位) 民事法研究 (2単位) 民事法演習 (2単位) 民事実務総合研究 (2単位) 民事実務演習 (2単位) 刑事実務総合研究 (2単位) 刑事実務演習 (2単位) 法曹倫理 (2単位) 紛争解決 (ロイヤリング) (2単位) 法務エクスターンシップ (2単位) 模擬裁判 (2単位)

[人間の尊厳科目]

法と人間の尊厳(歴史の視点)(2単位) 法と人間の尊厳(哲学の視点)(2単位) 法と人間の尊厳(生命と法)(2単位) 法と人間の尊厳(犯罪被害者と法)(2単位) 法と人間の尊厳(企業倫理と法)(2単位)

「展開・先端科目】

労働法(個別紛争)(2単位) 労働法(集団紛争)(2単位) 社会保障と法(2単位) 消費者法(2単位) 国際法(2単位) 国際私法(2単位) 少年法(2単位) 医療と法(2単位)

司法概論 (2単位)

政策法務論(2単位)

企業法務(会社法務)(2単位)

企業法務(雇用関係)(2単位)

企業法務(契約実務)(2単位)

企業法務 (特許戦略) (2単位)

企業法務 (意匠・商標および外国知的財産戦略) (2単位)

税法(2単位)

倒産法務(破産)(2単位)

倒産法務(民事再生)(2単位)

民事執行・保全法 (2単位)

不動産法務(2単位)

経済法(2単位)

国際取引法(2単位)

知的財産権法A (2単位)

知的財産権法B (2単位)

保険法(2単位)

環境法(2単位)

地方自治法(2単位)

Ⅱ 履修方法

- (1) 修了要件として必要な単位数
 - 1)修了要件単位数は102単位とする。法学既修者については72単位とする。
 - 2) 必修の法律基本科目は、憲法基礎研究、民法基礎研究、刑法基礎研究、公法事例研究、民事法事例研究A、民事法事例研究B、刑法事例研究、刑事訴訟法事例研究を除く、25科目56単位とする。法学既修者については、修得されたとみなされる10科目26単位を除く15科目30単位とする。
 - 3) 実務基礎科目については、民事法研究、民事法演習、民事実務総合研究、民事 実務演習、刑事実務総合研究、刑事実務演習、法曹倫理の7科目14単位を必修 とする。
 - 4) 憲法基礎研究、民法基礎研究、刑法基礎研究のうち2科目4単位を修得しなければならない。法学既修者については、選択必修の法律基本科目2科目4単位を修得されたとみなされる。
 - 5) 人間の尊厳科目は2科目4単位を修得しなければならない。
 - 6) 3)および5)において修了要件単位数に算入する科目を除き、実務基礎科目、 人間の尊厳科目または展開・先端科目から20単位以上を履修しなければならない。

7) 2)から3)および5)から6)において修了要件単位数に算入する科目を除き、 法律基本科目、実務基礎科目、人間の尊厳科目または展開・先端科目から4単 位以上を履修しなければならない。

(2) カリキュラム表

別表① (標準修業コース)

別表②(法学既修者コース)

別表③(選択科目)

(3) 登録の方法

- 登録の方法は、① J 棟 P C、A 棟 P C、学内での個人 P C (以上、学内での登録方法)、および② Can@home (学外からの登録方法) によってすることができる。
- 2) 登録をすることができる時間は、上記①と②で異なる。
- 3)登録期間の日程についてはPORTA(学生用事務システム)で確認することができる。なお、登録期間の詳細については、ガイダンス時に説明する。
- 4) ②の登録方法による場合、Can@home利用の手続きが必要である。詳しくは、http://office.nanzan-u.ac.jp/CAN/can_usage.htmlを参考にすること。
- 5) 夏期集中講義科目の登録は春学期の登録時期に行うこと。
- 6) 冬期集中講義科目の登録は秋学期の登録時期に行うこと。
- 7)登録の変更は、授業第一週に可能である。なお、集中科目の登録取消については、初回授業日に可能である。
- 8)「法務エクスターンシップ」については、秋学期開講科目として、秋学期の登録時期に登録手続き行うこと。ただし、6月頃に事前審査を行う。
- 9) 履修登録については、「授業科目履修登録について」を参照すること。

(4) 登録の制限

- 1) 1学期間に履修できる単位数の上限は、20単位とする。1年に履修できる単位数の上限は、40単位とする。
- 2) 長期在学者が1学期間に履修できる単位数の上限は、16単位とし、1年間に履修できる単位数の上限は、1年次および2年次においては各26単位、3年次および4年次においては各28単位とする。

(5) 授業科目の履修順序

- 1) 民事訴訟法Ⅱを履修するためには、民事訴訟法Ⅰの単位を修得すること。民事 訴訟法演習を履修するためには、民事訴訟法Ⅰの単位を修得すること。
- 2) 刑法Ⅱを履修するためには、刑法Ⅰの単位を修得すること。刑法演習を履修す

るためには、刑法Iの単位を修得すること。

(6) 履修の中止

履修登録後は、指定した科目を除き、所定の期間内に限り、履修の中止を認める。 なお、履修の中止を行った科目は、いかなる理由があっても当該学期中に再度履修 登録を行うことはできない。

(7) 本研究科外における修得単位の認定

- 1)本研究科は、教育上、特に有益と認められるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。他の大学院において修得した単位については、本研究科における該当授業科目を履修したものとみなし、当該単位を認定することができる。ただし、この認定は個別科目ごとに行うものとし、法律基本科目に係る科目については、この制度による認定の対象とはしない。
- 2) 本研究科は、教育上、特に有益と認められるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において修得した単位を本研究科において修得したものとみなし、当該単位を認定することができる。ただし、この認定は個別科目ごとに行うものとし、先端・展開科目に係る科目についてのみ、この制度による認定の対象とする。
- 3)他の大学院における修得単位および入学前の大学院における修得単位は、あわせて39単位を超えないものとする。
- 4) 法学既修者については、入学前の既修得単位および他の大学院の授業科目について、本学研究科において修得したとみなす単位数は、9単位を超えないものとする。

(8) 守秘義務

「法務エクスターンシップ」「紛争解決(ロイヤリング)」を履修する者は守秘義務を負う。「リーガルクリニック」については授業科目ではないが、同様に守秘義務を負う。

(9) 授業の録画・録音

授業の録画・録音は原則として禁止する。

Ⅲ 履修成績および単位の授与

(1) 履修成績

1) 各科目の成績は履修成績の評価は、以下のように表す(履修規程第20条1項)。

秀 A+ (100点~90点) 優 A (89点~80点) 良 B (79点~70点) 可 C (69点~60点) 不可 F (59点~0点) 不合格

法学既修者が修得したものとみなされる科目の評価は、Tとする。

- 2) 必修科目の法律基本科目の成績評価の割合は、F評価を除く受講生を母体として、おおむね、A+およびAをあわせて、30パーセント程度以内、Bは40パーセント程度以内とする(履修規程第20条2項)。
- 3) リーガルライティング、法情報調査、紛争解決(ロイヤリング)、法務エクスターンシップ、模擬裁判および法曹倫理については、定期試験を省き、それぞれの履修成績の評価は、次のように表す。

P (Pass) 合格

F (Failure) 不合格

- 4) 成績評価の方法については、定期試験の結果に加えて、授業における発言等の 寄与度、授業期間中の小テスト、中間テスト、レポート等の結果を考慮するも のとする(履修規程第16条)。
- 5) 授業回数の3分の1を超えて(2単位科目で6回以上)欠席した者は、定期試験の受験資格がない。
- 6) 成績に疑問がある者は、成績疑問調査制度を利用することができる。
- 7) 補充試験については、GPAの導入に伴い、廃止する。

IV GPAについて

- 1) GPAの算定方法は、以下のとおりである。
 - ① 履修規程第20条に定める成績評価をされて単位を修得した必修科目の法律 基本科目の成績に当該科目の単位数を乗じた合計を、登録した必修科目の法 律基本科目の総単位数から再履修した必修科目の法律基本科目の総単位数お よび履修を中止した必修科目の法律基本科目の総単位数を差し引いた総単位 数で除すること。
 - ② 授業科目の成績については、秀A+(90~100点) = 4、優A(80~89点) = 3、良B(75~79点) = 2.5、良B(70~74点) = 2、可C(65~69点) = 1.5、可C(60~64点) = 1として、算定すること。
 - ③ 計算の結果として得た値の小数点2位以下は切り捨てること。
- 2) 履修を中止しようと考えている場合には、必ず所定の期間内に履修中止の手続きをする。なぜなら、履修中止の手続きをしないと、登録した総単位数が母数となるので、GPAが低くなるからである。
- 3) GPAの値が、V 進級要件で説明する値に達しないために進級できない場合に

は、当該年度を含め、既に修得した単位のうち可Cの評価を得た必修科目の法律基本科目の単位について、定められた期間内に事務室に文書を提出して、次年度以降無効とすることができる。

- 4) GPAの値が、VI 修了要件で説明する値に達しないために修了できない場合には、当該年度を含め、既に修得した単位のうち可Cの評価を得た必修科目の法律基本科目の単位について、定められた期間内に事務室に文書を提出して、次年度以降無効とすることができる。
- 5) 一旦修得した単位を無効とする願い出は、いかなる事情があっても撤回することができない。
- 6) 9月初旬の秋学期のガイダンスにおいて、法務研究科のGPA計算表を配付する。 発表された成績の点数に基づき、各自、上記のGPAの算定方法に従って、GPA 値を計算し管理すること。

V 進級要件

- 1) 1年次から2年次に進級するためには必修の法律基本科目20単位以上を含む30単位以上を修得し、必修の法律基本科目のGPAが1.3以上でなければならない。2年次から3年次に進級するためには必修の法律基本科目48単位以上を含む62単位以上を修得し、必修の法律基本科目のGPAが1.5以上でなければならない。法学既修者の場合、1年次から2年次に進級するためには必修の法律基本科目22単位以上を含む32単位以上を修得し、必修の法律基本科目のGPAが1.5以上でなければならない。
- 2) 長期在学者の場合、1年次から2年次に進級するためには必修の法律基本科目 16単位以上を含む22単位以上を修得し、必修の法律基本科目のGPAが1.3以上でなければならない。2年次から3年次に進級するためには必修の法律基本 科目36単位以上を含む46単位以上を修得し、必修の法律基本科目のGPAが 1.5以上でなければならない。3年次から4年次に進級するためには必修の法律基本科目が54単位以上を含む70単位以上を修得し、必修の法律基本科目の GPAが1.5以上でなければならない。
- 3) 1または2の要件を満たすことができなかった者は、進級することはできない。

Ⅵ 修了要件

- 1)本研究科に3年以上(法学既修者は2年以上、長期在学者は4年以上)在学し、 所定の単位を修得し、必修の法律基本科目(25科目、法学既修者は15科目)の GPAが1.5以上である者に、法務博士(専門職)の学位を授与する。
- 2) 最終試験については、GPAの導入に伴い、廃止する。
- 3)最長在学年限は、5年(法学既修者は4年、長期在学者は6年)とする。また、同じ学年次に2年を超えて在学することはできない。

別表① カリキュラム表 (標準修業コース)

※○数字は単位数

Г	科	日 群	174	単位数		1	年	2	年	3年		
	শ	目 群	早 世 级		义	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
必修	注	公法系		12		憲法(人権)②	憲法(統治)②	憲法(憲法訴訟)② 行政法②	憲法演習② 行政法演習②			
	法律基本科目群	民事系	30			民法(契約法)④ 民法(物権法)② 民法(家族法)②	民法(不法行為法)② 民法(担保法)② 商法(会社法)④ 商法(商取引法)②	民法演習 I ② 商法演習② 民事訴訟法 I ②	民法演習Ⅱ② 民事訴訟法Ⅱ②	民事訴訟法演習②		
必修科目		刑事系	14			刑法Ⅰ④		刑法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅰ②	刑法演習② 刑事訴訟法Ⅱ②	刑事訴訟法演習②		
	実利	実務基礎科目群 14						民事法演習②	民事実務総合研究②	民事実務演習② 民事法研究② 法曹倫理②	刑事実務総合研究② 刑事実務演習②	
		小 計		70		14	12	16	14	10	4	
選択必修科目	法律	津基本科目群		4			憲法基礎研究② 民法基礎研究② 刑法基礎研究②					
冒		小 計		4		0	4	0	0	0	0	
	法律	津基本科目群				リーガルライティング①			別表	3)参照		
	人間	人間の尊厳科目 4 以上			別表③参照							
選択科目		実務基礎科目群		20 以上		法情報調查①			法務エクスターンシップ②		模擬裁判② 紛争解決(ロイヤリング)②	
	展開·先端科目群	展開·先端科目群		上	上				別表	3参照		
合	計履	後単位目安		102		18	18	18	20	18	10	

別表② カリキュラム表(法学既修者コース)

※○数字は単位数

_	※○数十18年世数								
	私	目 群	224	4 仁 安仁		1年		2年	
	科	日矸	単位数		钗	春学期	秋学期	春学期	秋学期
必修科目	法	公法系	8			憲法(憲法訴訟)② 行政法②	憲法演習② 行政法演習②		
	法律基本科目群	民事系	12			民法演習 I ② 商法演習② 民事訴訟法 I ②	民法演習Ⅱ② 民事訴訟法Ⅱ②	民事訴訟法演習②	
		刑事系	10			刑法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅰ②	刑法演習② 刑事訴訟法Ⅱ②	刑事訴訟法演習②	
	実務基礎科目群			14		民事法演習②	民事実務総合研究②	民事実務演習② 民事法研究② 法曹倫理②	刑事実務総合研究② 刑事実務演習②
		小 計		44		16	14	10	4
	法律基本科目群		/			リーガルライティング①	別表	3)参照	
ュ	人間の尊厳科目		4 以上		4		別表	3)参照	
選択科目	実	実務基礎科目群		20 以	以上	法情報調查①	法務エクスターンシップ②		模擬裁判② 紛争解決(ロイヤリング)②
	展開·先端科目群	社会·人権領域 企業法務領域		上			別表	3)参照	
合	計層	夏修単位目安		72		18	20	20	14

別表③ カリキュラム一覧別表(選択科目) 法律基本科目群

科 目 名	単位数
公法事例研究	2
民事法事例研究A	2
民事法事例研究B	2
刑法事例研究	2
刑事訴訟法事例研究	2

人間の尊厳科目群

科 目 名	単位数
法と人間の尊厳(歴史の視点)	2
法と人間の尊厳(哲学の視点)	2
法と人間の尊厳(生命と法)	2
法と人間の尊厳(犯罪被害者と法)	2
法と人間の尊厳(企業倫理と法)	2

展開・先端科目群

	科 目 名	単位数
	労働法(個別紛争)	2
	労働法(集団紛争)	2
	社会保障と法	2
	消費者法	2
社 会	国際法	2
· ·	国際私法	2
・人権領域	少年法	2
域	医療と法	2
	司法概論	2
	政策法務論	2
	環境法	2
	地方自治法	2

	科 目 名	単位数
	企業法務(会社法務)	2
	企業法務(雇用関係)	2
	企業法務(契約実務)	2
	企業法務(特許戦略)	2
	企業法務(意匠・商標および外国 知的財産戦略)	2
企	税法	2
企業法務領域	倒産法務(破産)	2
務領	倒産法務(民事再生)	2
域	民事執行・保全法	2
	不動産法務	2
	経済法	2
	国際取引法	2
	知的財産権法A	2
	知的財産権法B	2
	保険法	2

